

入院時食事負担料金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）が下記のとおり変更となります。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食あたり）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
一般 ※低所得以外		490円	510円
		指定難病患者等	
		280円	300円
低所得 (区分才)	低所得Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日越	
	低所得Ⅰ	110円（変更なし）	